

## 高次脳機能障害をご存知ですか？

病気・事故のあと、どこか変と思ったら、「高次脳機能障害」かもしれません。

### 高次脳機能障害の原因

脳卒中、脳炎、低酸素脳症、脳腫瘍、交通事故・転落事故・スポーツ事故による脳外傷など

### 「高次脳機能障害」チェックリスト（一部）

#### ▶ 脳の病気やけがをしたことがある

はい ・ いいえ ⇨ 高次脳機能障害ではありません



#### こんなことが増えたとしたら(症状の例)

- 同じミスを繰り返すようになった
- 一度に複数の指示をされると混乱するようになった
- 新しいことが覚えられなくなった
- 段取りが悪くなったと感じる
- やる気がなくなり、気づくとボーッとしている
- ささいなことでイライラするようになった
- 気分や調子の波が目立つようになった



\* 脳の病気や事故で頭にけがをした後にこんなことが増えたとしたら、高次脳機能障害の症状かもしれません。生活のしづらさを改善するため、支援を受けることができます。

- 高次脳機能障害は脳の損傷による後遺症で、注意障害、記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの症状がみられます。この症状のために生活しにくさを抱えることがありますが、見た目ではわかりにくい「見えない障害」ともいわれています。
- 高次脳機能障害の症状で支援を受けたい・相談したい場合には、まず病気やけがで入院・通院をしていた医療機関に相談してみましょう。また、高次脳機能障害支援のために千葉県が設置した支援拠点機関があります。そちらでも相談・支援を行っていますのでお気軽にご連絡ください。

### 千葉県支援拠点機関

千葉県千葉リハビリテーションセンター	千葉市緑区誉田町1-45-2	☎043-291-1831
--------------------	----------------	---------------

### 地域支援拠点機関

旭神経内科リハビリテーション病院	松戸市栗ヶ沢789-1	☎047-385-5566
亀田リハビリテーション病院	鴨川市東町975-2	☎04-7093-1400

お問い合わせ 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 TEL 043-223-2680

## 夜間・休日診療、救急車利用についてのお願い

症状に緊急性がなくても、「夜間の方がすいている」、「平日は仕事がある」などの理由で、夜間や休日に救急外来を受診したり、「便利だから」と救急車を呼んだりする方がいます。このような方が増えると、救急医療を必要とする重症患者への治療や処置の遅れにつながりかねません。

意識がないなど緊急・重症の場合は迷わず119番に通報し、症状が軽い場合は、まずかかりつけ医に相談してみましょう。

かかりつけ医と連絡がとれない、翌日まで待てないけれど比較的症状が軽い場合は、在宅当番医などの初期救急医療施設を利用してください。

また、急な病気やけがをしたとき、「救急車を呼んだ方がいい?」「今すぐ病院に行った方がいい?」などの相談に看護師などが電話でアドバイスをしています。

限られた医療資源を本当に必要としている方が利用できるよう、救急医療を適正に利用しましょう。

### 【夜間・休日】 救急安心電話相談

電話番号(短縮ダイヤル): # 7009

#### 受付時間

- 平日・土曜日 18時～23時
- 日曜日・祝日 9時～23時
- ※ ダイヤル回線、IP電話、光電話からは、03(6735) 8305

### 【子ども】 子ども急病電話相談

電話番号(短縮ダイヤル): # 8000

#### 受付時間

- 毎日 19時～翌朝6時
- ※ ダイヤル回線、IP電話、光電話、銚子市からは、043(242) 9939

**お問い合わせ** 千葉県健康福祉部医療整備課 TEL 043-223-3879・3886

## 皆さんは、AEDを知っていますか？

AED(automated external defibrillator) は、日本語では、「自動体外式除細動器」といい、心臓が心室細動という不整脈を起こしている(心肺停止状態となっている)人に使用することで、心臓の動きを元に戻す医療機器です。

一般の人でも簡単に使用することができ、心肺蘇生法と合わせて実施することで、生存率を大幅に上昇させることができますが、使用方法や設置場所の認知度、使用率は決して高いとは言えません。

そこで県では、県民の皆様にはAEDや心肺蘇生法(救命処置)について知っていただくため、9月をAED・心肺蘇生法普及啓発強化月間としています。

AEDの使用・心肺蘇生法の実施方法については、各市町村消防で講習を行っておりますので、ひとりでも多くの方の命を救うため、講習会に参加して実施方法を習得しましょう。講習の詳細については、各市町村消防にお問い合わせください。

また、AED設置事業者の皆様におかれましては、定期的なAEDの保守点検を実施していただくほか、AEDの設置・撤去等をされた場合は県に届け出ていただくようお願いします。

届出の方法や県内のAED設置状況については、県ホームページをご覧ください。[千葉県 AED](#) [検索](#)



**お問い合わせ** 千葉県健康福祉部医療整備課 TEL 043-223-3886